

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十一号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「減額改定対象職員（）」を「平成二十一年度減額改定対象職員（）」に、「第四条第三項第二号」を「次条第三項第二号」に、「あつたもの」を「あつた者」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日まで
の間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員（佐賀県職員
給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第三十三号）
附則第三項に規定する減額改定対象職員をいう。次条第三項第三号におい
て同じ。）であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるの
は、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平
成二十二年佐賀県条例第三十三号。以下この項において「平成二十二年改
正条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規
定による改正後の給与条例の規定及び平成二十二年改正条例第七条の規
定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七
年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料
の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項第一号及び第二号中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加
え、同項第三号中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、「当該数」を「同

条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

第四条第三項第二号中「減額改定対象職員であつたもの」を「平成二十一年度減額改定対象職員であつた者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年年度減額改定対象職員であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第三十三号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号） 附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号及び第二号中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第三号中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「当該数」を「同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当等の月額）

2 給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額については、人事委員会が別

に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。